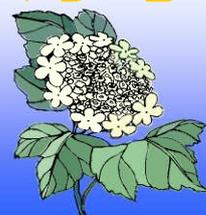


ミツヒロニュース



梅雨の季節です。健康に気を付けてください。“一流の人に学ぶ「自分の磨き方」(スティーブ・シーボルト著)”の中で、「二流の人」は、すぐに諦めて挫折し、「一流の人」は、忍耐力を発揮して成功すると書かれています。お客様にとって役立つ物であると確信している人は、失敗しても諦めず理想を追い求めています。そこに成功のコツがあるのだと思います。光廣 昌史

今月のトピックス

- ◆ 相続税申告事績の発表
～小規模宅地の特例の改正が影響か!～
- ◆ 改正育児・介護休業法が全面施行
- ◆ イザというとき慌てない
税務調査の基礎知識 (3)
- ◆ あとがき
わが家のツバメ

相続税申告事績の発表 ～小規模宅地の特例の改正が影響か!～

1. 相続税の申告割合

(1) 全国

国税庁は、平成22年中(平成22年1月1日～平成22年12月31日)に全国で亡くなった被相続人に係る**相続税の申告事績(下記)**を公表しました。

死亡者数は119万7,012人で、前年分より5万5,147人増加し、過去最高の水準となりました。

相続税の申告書の提出をする者の内、相続税の納税が発生する死亡者数は4万9,733人で、13年分からの過去10年間で最高となっています。課税割合は4.2%で、基礎控除額の引上げが行われた平成6年分以降で過去最低となった前年分から0.1ポイント増加しました。

■ 相続税の申告事績

区 分	全 国 版				中 国 版			
	平成 12年分	平成 21年分	平成 22年分	対 前年比	平成 12年分	平成 21年分	平成 22年分	対 前年比
①被相続人(死亡者数)	人	人	人	%	人	人	人	%
	961,653	1,141,865	1,197,012	104.8	68,856	78,425	81,511	103.9
②相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人	人	人	%	人	人	人	%
	48,463	46,438	49,733	107.1	2,796	2,412	2,504	103.8
③課税割合(②÷①)	%	%	%	ポイント	%	%	%	ポイント
	5.0	4.1	4.2	0.1	4.1	3.1	3.1	0.0
④相続税の納税者である相続	人	人	人	%	人	人	人	%
	128,957	115,613	122,740	106.2	8,164	5,695	5,714	100.3

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

http://www.office-m.co.jp Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

(2) 中国地方

広島国税局では、死亡者数は8万1,511人で前年より3,086人増加しています。また相続税の納税の対象となる死亡者数は、2,504人で前年より92人増加しています。

(3) 課税割合

東京国税局管内(東京、神奈川、千葉、山梨)での死亡者数は、21年分が21万8,454人、22年分が23万1,280人で、率にして、約5.87%増加しています。また、21年分の相続税の納税の対象となる死亡者数は、1万4,485人ですので、単純に増加率で換算すると22年の相続税の対象となる死亡者数は1万4,485人×105.87%=1万5,335人(前年比850人増)と想定することができました。

しかし、実際の相続税の納税の対象となる死亡者数は、1万6,101人ですので、**想定のおよぼ倍の1,616人増加したこと**になります。

地価が毎年下落している中で、相続税を納税する申告件数は増加する。といったおかしな数字となっています。その原因として、平成22年に改正された小規模宅地の特例が影響していると考えられます。

2. 小規模宅地等の特例の改正

この制度は、相続人等による事業又は、居住の継続への配慮という制度趣旨等を踏まえて制定されました。平成22年の改正において、特に居住用部分の適用が厳しくなりました。

①同居の親族か生計一の親族が同居を継続することが要件となりました。(配偶者を除く)

◆小規模宅地等の特例の平成22年改正点◆

改正前は死亡した方の自宅の敷地という事実だけで誰が取得をしても200㎡まで50%減額できた。

➡ **改正により200㎡まで50%減額は廃止**

自宅の土地の取得者			居住要件	H22.3.31 まで	H22.4.1 以降
				減額割合	減額割合
配偶者			継続要件なし	240㎡まで80%減額	240㎡まで80%減額
同居している相続人 (同一生計親族の居住用も含む)			継続あり	240㎡まで80%減額	240㎡まで80%減額
			継続なし	200㎡まで50%減額	減額なし
同居していない相続人	配偶者及び被相続人と同居している親族がいないケースで、別居相続人が取得	本人及び配偶者の持ち家に相続開始前3年間居住している。	継続なし	200㎡まで50%減額	減額なし
	上記以外		継続なし	240㎡まで80%減額	240㎡まで80%減額

②以前は、共有している取得者の1人が、特定居住用宅地の要件を満たせば、他の者も特例の適用が受けられました。改正により、要件を満たす者のみが対象となります。

③以前は、敷地の一部でも特定居住用宅地に該当すれば、敷地の全体が、全て受けることができました。改正により、特定居住用の宅地のみが対象となります。

3. 影響

東京局では、すでに上記の小規模宅地の特例の改正の影響を受けていますが、広島などの都市圏でも平成23年度以降、影響が出ています。昨年11月から平成23年に亡くなられた人の申告を20件近く行いましたが、確実に相続税の納税をしなければいけない人が増えています。平成22年であれば、納税しなくてもよかった人が、1,000万円も2,000万円も納税されています。

平成27年には、相続税の基礎控除の減額も予定されていますので、**早めに相続税の試算をしていただき、節税対策を考えて頂きたい**と思います。

改正育児・介護休業法が全面施行

～平成24年7月より従業員数100人以下の事業主にも適用となる改正育児・介護休業法～



近年、育児休業・介護休業に関する制度の拡充が進められています。平成22年6月30日には改正育児・介護休業法が施行されましたが、その際、従業員数100人以下の事業主については改正法の一部の適用を猶予する措置が設けられていました。いよいよこの猶予期間が終了を迎え、平成24年7月1日よりすべての事業主において全面施行されることとなります。



そこで今回はこれから適用となる1.短時間勤務制度、2.所定外労働の制限、3.介護休暇について、その概要を取り上げます。

1.短時間勤務制度（育児）

3歳未満の子を養育する従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度の設置を義務付けたものであり、1日の労働時間を原則として6時間とする措置を設けておく必要があります。

原則として、3歳未満の子を養育する従業員であって、1日の所定労働時間が6時間を超えるすべての男女従業員（日々雇用される者を除く）が対象となります。ただし、労使協定を締結することにより、勤続年数が1年に満たない従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員等（※）については対象から除くことができます。

※労使協定の締結により対象から除くことのできる従業員の範囲については、詳細な要件が定められています。

詳細は、厚生労働省のパンフレット「改正育児・介護休業法のあらまし（平成22年7月）」等でご確認ください。

2.所定外労働の制限（育児）

3歳未満の子を養育する従業員が申し出た場合、所定労働時間を超えて働かせることはできないという制度です。従来より、時間外労働の制限（時間外労働を1ヶ月24時間、1年150時間までに制限する制度）および深夜業の制限（午後10時から午前5時までの勤務をさせない制度）がありましたが、所定外労働の制限はこれらに追加して設けなければなりません。

原則として、3歳未満の子を養育するすべての男女従業員（日々雇用される者を除く）がこの対象となりますが、労使協定を締結することにより勤続年数1年未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、対象から除くことができます。

3.介護休暇

介護休暇は、要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員が申し出ることにより、対象家族が1人であれば年に5日、2人以上であれば年に10日を限度として休暇を取得できるという制度です。従来より、介護のために一定期間仕事を休むことができる介護休業制度がありますが、これとは別に休暇として、制度を設ける必要があります。

原則として、対象家族の介護その他の世話をするすべて男女従業員（日々雇用される者を除く）が対象となりますが、労使協定を締結することにより勤続年数6ヶ月未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、対象から除くことができます。

全面施行の日が近づき、官公署からも全面施行にかかる案内が出されています。これらの措置はいずれも就業規則（育児・介護休業規程等）に記載する必要がありますので、速やかに規程の整備をする必要があります。



シリーズ3. 「税務調査はどれくらいの頻度で来ますか？」

イザというとき慌てない

税務調査の基礎知識



他の会社の話などを聞くと、まったく税務調査に入られたことがない会社もあれば、3年ほどのペースで税務調査に入られている会社があります。

実は、**税務調査がどのくらいの頻度で来るのかは、会社によってまったく違うのです。**

そうはいつても、ある程度は税務調査の頻度にも基準があるので、概略ではありますが説明しておきましょう。

- ・ 売上が100億円以上あるような大きな会社：3～4年に1度のペースで税務調査
- ・ 売上や利益が大幅に伸びている会社：4～5年に1度のペースで税務調査
- ・ 売上はあまりなくてもパチンコ業や廃棄物処理業など、**不正が多いと税務署に管理されている業種の会社**：4～5年に1度のペースで税務調査
- ・ 過去に重加算税を課されたことのある会社：3～4年に1度のペースで税務調査

これらはあくまでも基準ですが、これらに該当しないのであれば、ある程度売上があっても、税務調査は6～7年くらいに1回の割合になるでしょう。

またよく聞かれるもので、「**優良申告法人であれば税務調査に入られない、もしくは税務調査があってもあっさり終わるのでは？**」という質問があります。

優良申告法人とは、税務署が5年に一度の税務調査で、適正な申告と納税がされ、かつ経営内容が優良で問題ないとして表敬する法人のことです。優良申告法人に認定されると、地元の税務署長が来社し、表彰状を渡されます。

確かに以前から税務署では、優良申告法人であれば税務調査をあまり行わない、もしくは税務調査に入っても、短い日程で終わるという慣習があります。

しかし、**最近では優良申告法人の制度も見直されています。**というのも、過去に優良申告法人であるとされた会社が、そもそも税務調査に入られにくいというのはおかしい（つまり、その後に悪いことをする可能性は排除できない）ということがあります。

事業を行い税務申告をしている以上、税務調査とは無縁ではないようです。税務調査が入っても慌てる事が無いように、調査そのものをきちんと理解し、正しい対応をすることが大事なのです。

参考文献： ■「税理士法人レガシィ相続110番」メルマガ ■国税庁・広島国税局 HP ■税のしるべ ■MyKomonHP

相続税簡易シミュレーション(無料)実施中

将来の安心を得るために、

相続税簡易シミュレーションをしてみませんか？

弊社では、簡易な評価でどれくらい財産があるか

相続税がどのくらいかかるのかを

無料で試算しています。

詳しくは、弊社担当者または財産承継グループにお問い合わせください。

あとがき

下田です。農地の減少や住宅環境の変化によりツバメの数が年々少なくなっているそうですが、今年も我が家にツバメが帰って来ました。巣作りをし、卵を産み4羽のヒナがかえったところまでは順調でしたが、先日ヒナもともと巣が落下してしまいました。無事だったヒナ2羽を拾いはしたものの、どうしたものかと日本野鳥の会に問い合わせ、アドバイスをもらって去年の巣に移しました。一時はどうなることかと心配しましたが、今では元気に育っています。巣立ちが楽しみな今日この頃です。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp>

